

I 一般的事項

履修関係諸規則

- 1 履修にあたっては、各自が主体的に決定し、所定の履修登録をすること。
 - (1) 科目履修に関する基本的事項は、学則、経済学部規程、学科履修細則、学科共通履修細則及び教職課程・学芸員・社会教育主事の資格取得に関する規程等に掲げられている。これらを熟読の上、以下に述べる諸項目や時間割制作成の手引き・シラバス等を参考にして、本学年度における履修科目を決定すること。
 - (2) 同一時限に同時に開講されている科目は、重複して履修することができない。
 - (3) 授業科目のうち、A、B、C等の区別があるものは、そのいずれか一つを履修すること。
 - (4) 年次または組別等の指定がある場合は、それに従うこと。
 - (5) 各学期の履修上限単位数は、追手門学院大学履修登録に関する取扱基準に定める。
 - (6) 履修登録は、所定の方法に従って、所定の期日までに行うこと。

コース

- 2 専門学習に集中するため、2年次に、公共経済、金融経済、環境経済、消費経済、生活経済、多様社会、国際メディアの7つのコースに分かれて、必修のコース演習、及び各コースで指定される選択必修科目を原則として履修する。

II 共通教育科目

【ファウンデーション科目群】

外国言語科目

- 1 「総合英語1」「総合英語2」「Online English Seminer 1」「Online English Seminer 2」を必修とする(外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者を除く)。

- 2 外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された学生は、日本語から4単位以上を修得しなければならない。

【リベラルアーツ・サイエンス科目群】

- 8 単位以上を修得しなければならない。

【主体的学び科目群】

- 1 外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された学生は、「日本事情1」「日本事情2」を必修とする。

III 学科科目

実践基礎経済学

- 1 「実践基礎経済学」は1年次の春学期に履修する。

初級演習

- 1 「初級演習」は1年次の秋学期に履修する。

コース演習とコース配置

- 1 コース配置(コース演習の所属)は、1年次の秋学期末に、当該学生の「初級演習」における学修に基づき、経済学部が決定する。
- 2 所属するコースの「コース演習」を2年次の春学期に履修する。

専門演習とゼミ選択

- 1 ゼミ選択(専門演習の所属)は2年次の春学期に学生が希望を提出し、担当教員が決定する。
- 2 「専門演習Ⅰ」は2年次秋学期、「専門演習Ⅱ」は3年次春学期、「専門演習Ⅲ」は3年次秋学期、「専門演習Ⅳ」は4年次春学期に履修する。
- 3 「専門演習Ⅰ～Ⅳ」は同じ担当教員のゼミを履修するものとし、原則として変更を認めない。

論文演習

- 1 「論文演習」は4年次の秋学期に履修する。
- 2 「論文演習」は原則として「専門演習Ⅳ」と同じ担当教員が指導するクラスを履修する。

選択必修科目の先修条件

- 1 「ファイナンス演習」は「ファイナンス」の単位を修得済みでなければ履修できない。
- 2 「公共政策演習」は「公共政策」の単位を修得済みでなければ履修できない。
- 3 「地球環境論演習」は「地球環境概論」の単位を修得済みでなければ履修できない。
- 4 「ミクロ経済学演習」は「ミクロ経済学」の単位を修得済みでなければ履修できない。
- 5 「マクロ経済学演習」は「マクロ経済学」の単位を修得済みでなければ履修できない。
- 6 「産業組織論演習」は「産業組織論」の単位を修得済みでなければ履修できない。
- 7 「日本経済演習」は「日本経済」の単位を修得済みでなければ履修できない。

OE50 特別プログラム科目の履修条件

- 1 OE50 特別プログラムの開講科目、およびその履修に係る要件は、毎学年始めに決定する。